

印鑑登録の手続きについて



印鑑登録ができる人

- ・鶴ヶ島市に住民登録をしている人
- ・登録料：300円（カード発行手数料）

ただし！

- ・15歳未満の方
- ・成年被後見人

は登録できません。

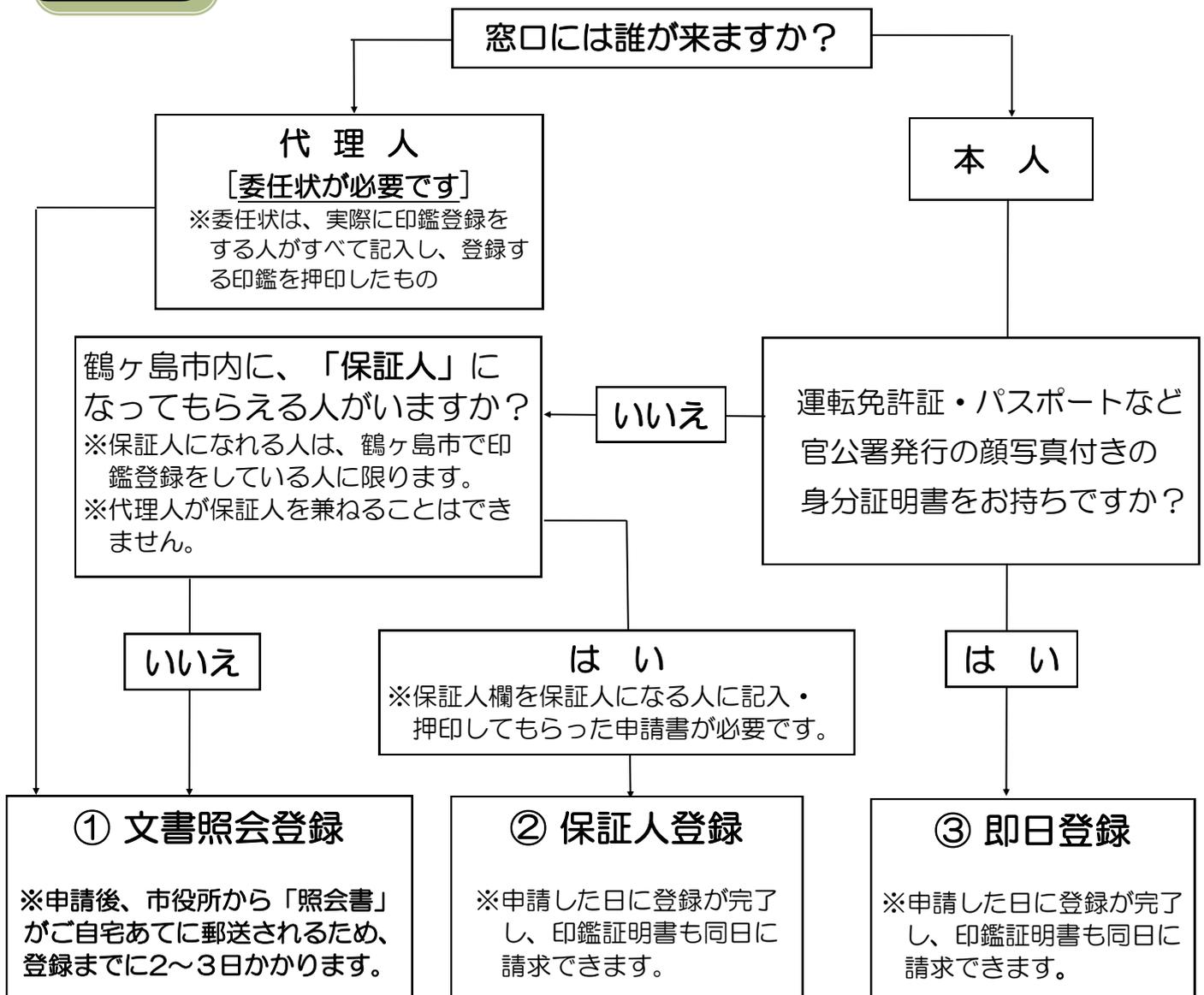
注意

※登録できる印鑑は1人1個です。同一世帯内に印鑑登録している人がいる場合は、同じ印鑑は使えません。別々の印鑑を登録してください。

★別々の印鑑でも、同じ印影の物は登録できません。

登録の方法

登録方法は3つあります。原則は①文書照会方式ですが、次の②・③に該当する場合は、例外として文書による照会を省略することができます。



各手続きの詳細は、次ページをご覧ください。

印鑑登録証（カード）

- 登録を終えた方には、印鑑登録証（カード）をお渡しします。
- 印鑑証明書が必要なときは、申請書に住所・氏名・生年月日・性別を正確に記入し、このカードと一緒に提示してください。
- 同一世帯内に複数印鑑登録証がある場合は、窓口へ持参するカードを間違わないようご注意ください。
- 代理人が印鑑証明書を請求する場合でも委任状は不要です。カードをお持ちで、申請書に住所・氏名・生年月日・性別を正確に記入できることで委任されているとみなします。（カードには印鑑登録番号しか記載されていないため。）
- 財産にかかわるものですので大切に管理してください。

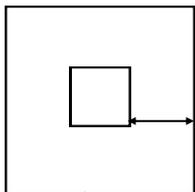
- カードがない場合は、登録印や身分証明書等を提示されても、印鑑証明書を交付することはできませんので、ご注意ください。
- カードや登録印を紛失した場合は、一度登録を廃止して再度登録手続きが必要になります。（登録料300円が必要です。）
※再度の登録でも、登録方法は初回と変わりません。



登録ができない印鑑があります

※下記の印鑑は登録できません。

- 1 住民基本台帳に登録されている氏名、氏もしくは名、または氏名の一部を組み合わせたものでないもの
※住民票に漢字で記載されている場合、平仮名やカタカナで表示された印鑑は登録できません。
- 2 職業、資格等の氏名以外の事項を表しているもの
- 3 印の一辺が8mm以上25mm以内の正方形に収まらないもの
- 4 印影が鮮明でないもの・・・① 彫刻が欠けているもの
② 輪郭が1/3以上欠けているもの
③ 彫刻の凹凸が反対（白抜き）のもの
- 5 長期保存に向かない化学合成インクを使用しているもの・・・シャチハタ印
- 6 変形しやすい柔らかな素材でできているもの・・・① ゴム印
② 杉やブナなどの素材
- 7 変形しやすく、大量生産されているため同じ印影になりやすく、同一性に疑義が生じる恐れがあるもの・・・プラスチック印



この小さい四角以上、大きな四角以内に収まるものが登録できます

手続きの方法

① 文書照会登録

※即日登録不可
登録までに2～
3日かかります。

- 住民基本台帳カード(写真付き)、運転免許証、パスポート等の官公署発行の**顔写真付きの身分証明書をお持ちでない人**及び**代理人による申請**は、この申請方法になります。
- 本人確認のために照会書をご自宅あてに郵送します。照会書が届いたら、必要事項を記入・押印し回答期限内（3週間）にご持参ください。
※回答期限（3週間）を過ぎると照会書は無効になり、手続きを最初からやり直していただくことになります。期限切れにご注意ください。

[必要なもの]

申請時

- 本人の場合……登録できる印鑑(※)・本人確認書類（健康保険証・年金手帳・通帳等）
代理人の場合…代理人の本人確認書類・代理人選任届（委任状：実際に印鑑登録をする人がすべて記入し、登録できる印鑑を押印したもの）・登録できる印鑑(※)
●委任状は市役所窓口、各市民センターにあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。

受取時

- 本人の場合……照会書（回答書）・登録できる印鑑・本人確認書類（健康保険証・年金手帳・通帳等）
代理人の場合…照会書（実際に印鑑登録をする人が「回答書」及び「代理人選任届」の欄を記入）・代理人の本人確認書類・申請者の本人確認書類(コピー可)
・登録印・代理人の認印

② 保証人登録

※申請した日に登録が完了し、印鑑証明書も同日に請求できます。

- **顔写真付きの身分証明書をお持ちでない人**で、鶴ヶ島市内に「保証人」になってもらえる人がいる場合は、この申請方法になります。
※保証人になれる人は、鶴ヶ島市で印鑑登録をしている人に限ります。
- 印鑑登録申請書の「保証人」の欄に、保証人が署名及び印鑑登録番号を記入し、登録済印を押印して申請した場合は、文書による照会を省略することができます。

[必要なもの]

- ・登録できる印鑑(※)・本人確認書類（健康保険証・年金手帳・通帳等）
- ・「保証人」の欄に保証人が署名及び印鑑登録番号を記入し、登録済印を押印した印鑑登録申請書

③ 即日登録

※申請した日に登録が完了し、印鑑証明書も同日に請求できます。

- 住民基本台帳カード(写真付き)、運転免許証、パスポート等の官公署発行の**顔写真付きの身分証明書をお持ちの人**は、この申請方法になります。
- 顔写真付きの身分証明書をお持ちの人は、文書による照会を省略することができます。

[必要なもの]

- ・登録できる印鑑(※)・官公署発行の顔写真付きの身分証明書（住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート、在留カード等）

※登録できる印鑑とは……例：氏のみ  名のみ  氏名  のどれでも登録可能です。

材質等については、右ページの「登録ができない印鑑」をご覧ください。



印鑑登録・印鑑証明書 Q & A

Q.印鑑証明書の請求方法について教えてください。

- A 印鑑登録証（カード）を持参（代理人でも委任状は不要）し、正確な住所、氏名、生年月日、性別を申請書に記入していただきます。
※郵送による請求はできません。

手数料 印鑑登録証明書1通 200円

Q.本人以外の印鑑証明書が必要な場合はどうしたらいいですか？

- A 印鑑証明書が必要な方の印鑑登録証（カード）を持参し、必要な人の住所・氏名・生年月日・性別を正確に記入することができれば、委任されているものと見なすため、本人確認書類・委任状も不要で、証明書を受け取ることができます。

Q.市役所の業務時間内に行けないのですが、印鑑証明書を受け取る方法がありますか？

A【出張所窓口延長】

木曜日（祝日を除く）は、ワカバウォーク内の若葉駅前出張所が21：00まで窓口を延長しています。印鑑登録証を持参し、直接出張所の窓口へお越しください。

A【出張所予約受取】（若葉駅前出張所 ☎049・272・5611）

事前予約をしておけば、平日の17:30～20:30、土・日・祝日の9:00～20:30の間に、若葉駅前出張所で受け取れます。受取当日（土・日・祝日は平日）の17:30までに、お手元に印鑑登録証を用意して出張所に予約の電話をしてください。

※予約受取は、本人及び同一世帯の人のみの発行となります。

Q.登録している印鑑がどれだかわからなくなりました。

- A 登録者ご本人でも、口頭でお教えすることはできません。窓口で印鑑証明書を請求し、証明書（有料）で印影をご確認ください。

※上記による方法で印影を確認した当日に、登録印を紛失した等の理由で印鑑登録を廃止して、別の印鑑を登録することはできません。（同じ日に2つの印鑑を登録していたことになるため。）印鑑紛失の恐れがある場合は、先に印鑑の廃止届出をし、今後、使用したい印鑑で新規に登録することをお勧めします。

Q.印鑑登録証(カード)が誰のものだかわからなくなりました。

- A 印鑑登録証の番号や、登録している人などの個人情報、たとえご家族であっても口頭でお教えすることはできません。確認する場合は、お手元にある全ての印鑑登録証（カード）をお持ちになり、窓口で印鑑証明書を請求してご確認ください。

Q.印鑑証明書の有効期限はどのくらいですか？

- A 一般に3ヶ月、6ヶ月などと言われていますが、これは書類の提出先が決めているもので、自治体が設定しているものではありません。提出先にご確認ください。